

公益財団法人札幌市公園緑化協会

寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「協会」という。）が受け入れる寄附金等に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「寄附金」とは、寄附者が協会に対して寄附として提供する現金及び有価証券をいう。
- (2) 「寄附物品」とは、寄附者が協会に対して寄附として提供する物品、土地及び建物等の有形固定資産並びに知的財産権等の無形固定資産をいう。
- (3) 「寄附金等」とは、寄附金及び寄附物品をいう。

(受入基準)

第3条 協会は、次の各基準に同意した場合にかぎり、申請を受け付けることとする。

- (1) 寄附者は、寄附に対して、対価（何らかの利益又は、条件等）を付さないこと。
- (2) 寄附者は、寄附の経理について監査を行わないこと。
- (3) 寄附後の物品は、協会が自由に取り扱うことができることとし、寄附者は協会に対していかなる要求もしないこと。
- (4) 寄附者が暴力団をはじめとする反社会的勢力でないこと。
- (5) 寄附後に寄附者が寄附の全部又は、一部を取り消すことはできないこと。
- (6) 協会は、寄附金等を寄附者に無償で譲渡又、使用させることはできないこと。

(寄附目的)

第4条 協会が受け入れる寄附金等の目的は次のとおりとする。

- (1) 札幌市都市緑化基金積立金（現金のみ）
- (2) 札幌市都市緑化基金事業費（現金及び物品）
- (3) 公園活動費（現金及び物品）
- (4) その他（現金及び物品で理事長が認めたもの）

(寄附受理手順)

第5条 寄附金等の受理手順は次のとおりとする。

- (1) 寄附金等申込書（様式1）の受理（経理課）
- (2) 寄附金等申込書（様式1）の決裁（理事長），保管
- (3) 寄附金等受領証明書（様式2）の作成（経理課），押印
- (4) 寄附金等受領証明書（様式2）を寄附者へ交付、控え（複写）を寄附金等申込書（様式1）と保管
- (5) 経理課による帳簿処理（物品は相当金額により固定資産又は、少額備品等に計上）

(寄附に係わる氏名・法人名の公表)

第6条 協会は寄附者の了承を得た場合のみ、その公表範囲（氏名・法人名・金額・目的等）を確認の上、協会のホームページ上で公表することとする。

(特定公益増進法人)

第7条 協会は特定公益増進法人に該当するため、税法上、寄附者は寄附金控除を受けることができ、当協会発行の「寄附金等受領証明書」を添付して所定の手続きを行うことにより所得税及び法人税の優遇を受けることができることを寄附者に告知しなければならない。」

(個人情報)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護要綱に基づき、厳格な情報管理に努める物とする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、特に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。